

建築系工事における豊川市週休2日モデル促進工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市が発注する工事（主に建築系工事）における週休2日の取り組みにおいて労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) モデル工事 対象期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。ただし、天候や地元調整など、やむを得ず土・日曜日に作業を行う場合には、事前又は事後に振替休日を確保する。
- (2) 対象期間 現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない。）までをいう。ただし、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間、その他受注者の責めに帰さない理由により休工又は現場作業をする期間は除く。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 通期の週休2日 通期の週休2日とは、対象期間内において現場閉所率（休工日数/対象期間日数）が28.5%（8日/28日）以上であることをいう。

(対象工事)

第3条 豊川市の発注工事のうち、公共建築工事積算基準を適用する

工事で令和7年4月1日以降に新規に契約し、発注者が週休2日に
取り組むことを指定するもので、次に掲げるすべての条件を満たす
工事を対象とする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制限されない工事
- (2) 緊急性がない工事
- (3) 対象期間が概ね1か月以上の工事

(取組内容)

第4条 モデル工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 受注者は、施工計画書の提出時に、休日取得計画表（別紙1）
（以下「計画表」という。）を発注者に提出し、確認を得る。
- 2 受注者は、モデル工事である旨を看板等で掲示する。（別図）
- 3 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

(実施報告)

第5条 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、前月までの状
況を毎月5日までに発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の休日の取得状況が確認できる書類（工事記録
等）を併せて発注者に提示しなければならない。

(工事費の積算)

第6条 モデル工事の積算方法及び工期設定（「公共建築工事におけ
る工期設定の基本的考え方」に基づく）*は4週8休以上（現場閉
所率28.5%（8日/28日）以上）とし、補正係数により労務
費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載
価格（材工単価）の労務費）を補正し設定する。

2 単価の補正方法

通期の週休2日の工事の場合は、工事費の積算に用いる単価の補
正方法を以下によるものとする。

- (1) 複合単価

補正係数：1.02

- (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表1、表2及び表3（以下「各表」

と言う)の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、各表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」中央官庁営繕担当課長連絡 調整会議 全国営繕主管課長会議（平成30年2月）

3 補正方法等

当初から4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。

（工事成績評定）

第7条 発注者は、対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で1点を加点評価するものとする。

2 発注者は、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%未満の

場合であっても、工事成績評定の減点は行わないものとする。

(工事名)

第8条 週休2日モデル工事として発注する工事は、原則として工事名の末尾に「(週休2日)」を追記するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、これを省略することができる。

附則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別図)

(記載内容の例)

週休2日モデル工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。

発注者：豊川市〇〇部〇〇課

施工者：〇〇〇〇〇〇〇

※大きさは、A3サイズ以上とする。

表 1 建築工事の補正率

工種	摘要	通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート工事	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい工事	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15

塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価単価	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

表 2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.01
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸形用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15

配線工事	600V 絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、設置極埋設票 (金属製)	1.01	1.01

表 3 機械設備工事の補正率

工種	摘要	通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。